

岩手県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成23年岩手県告示第346号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町及び二戸郡一戸町
- 2 実施した期間 平成23年5月30日から同年11月30日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）